

岡本の国会での質問

168-衆-災害対策特別委員会-3号 平成19年11月01日

○鈴木委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。きょうは、災害対策特別委員会におきまして質問の機会をいただきました。

まずもって、被災者生活再建支援法の改正案、与党側からも十月になって出てまいりまして、民主党の九月に出しております案と同様に、そのお金の使い道を、いわゆる個人の財産には投入できないというこれまでの硬直的な考えを一步乗り越えた案になったということは大変喜ばしいことだと思いますし、また支援金額も、与党案が三百万、我が党案が五百万と差がありますが、ここもひとつ英知を絞って、成案を得て、ことしの幾つかありました厳しい自然災害、ことしの一月からさかのぼって適用させてもらえればありがたいと思いますし、そこも皆さんの大所高所からの御決断をお願いしたい、委員各位をお願いを申し上げて、質問に入らせていただきたいと思います。

まず、当初皆様にお話をしておりました話とちょっと順番が変わりますけれども、地元の話をしていただきたいと思います。

私の選挙区は、愛知県の西部、尾張地方であります。この地域におきましては何が一番災害の課題かといえば、ゼロメートル地帯、むしろ、ゼロというよりもマイナスの地区に多くの皆さん方が住んでいます。二階の屋根より上を川が流れているという状況でありまして、堤防が一たん決壊をすることがありましたら、大きな団地が丸ごと水の中に沈むという地域でありまして、東京の荒川の河口、そして大阪の淀川の河口流域も国の重点地域となっているようでありまして、木曾三川、そして日光川流域、そして庄内川流域という、我が地域、我が選挙区のいわゆる水害対策というのは、国としても喫緊の課題としていただいているところであります。

この中でも、きょうは日光川における流域の治水対策について、国土交通省の河川局長もお越しでありますから、お答えをいただきたいと思います。

日光川の河川流域における対策、基本的には県が一義的に管理をすることになっておるかとは思いますが、国としても支援のメニューをいろいろ用意しているとは聞いています。

しかし、残念ながら、今でも、日光川の現況流下能力の状況というのは、整備率一〇〇%になっている地域はまだ少なく、二〇%以下の地区もたくさんあります。例えば、私の地元稲沢市の中心を流れております三宅川は、この整備率が二〇%に満たない地域が市内を流れておりまして、実際に東海豪雨の折には大変な思いをされたわけでありまして、それを受けて整備が進んでいるのかと思ってお伺いをしたんですが、この点についてまず概況をお話いただきたいと思います。

○門松政府参考人 日光川の流域におきます治水対策の概況ということで御質問がありました。

御承知のように、日光川流域は市街化が非常に進んだところでございます。それに加えて、今先生御指摘のように、ゼロメートル地帯が広がってしまっていて、洪水時に雨が降りますとポンプで強制しなきゃいけない流域の面積が流域全体の三分の二、強制排水区域と称しているんですが、それが流域全体の三分の二もあるという、まことに治水上難しいといえますか、脆弱な地帯でございまして、昭和三十四年の伊勢湾台風を初めとしまして、幾つもの台風、前線によりまして水害が生じておるところでございます。極めて水害の危険性の高い流域だというふうに認識しております。

このために、地域の洪水あるいは高潮対策は極めて重要であるというふうに認識しております。

この認識においては愛知県においても同様でございまして、河道の改修、あるいは遊水地の整備、日光川放水路の建設、あるいは海岸堤防の強化等々を進めてきておるところでございまして、今後も鋭意推進していくと聞いております。

国土交通省といたしましても、こういった愛知県の御認識と姿勢を支援していくために、例えばで

ございますが、高潮時に高潮堤防として機能いたします日光川の水門の改築でございますが、大規模構造物の改築につきましては今まで補助制度がなかったんですが、平成十九年度、今年度から新たに補助制度をつくりまして、その適用第一号として日光川水閘門の改築を採択したところでございまして、これからも、愛知県のそういった取り組みに積極的に支援してまいりたいと思います。

さらに、最近では、先生も御承知だと思いますが、地球温暖化でどんなに大きな洪水が来てもおかしくない状態が続いております。洪水だけじゃなくて海面の上昇も言われておりますので、引き続き、流域の安全、安心を確保するために、愛知県と一体となって治水対策の万全を期してまいりたいと思っております。

○岡本(充)委員 概況のところでは早速局長に、愛知県日光川の河川の整備についてお力をいただけると、ありがたいお言葉をいただいたわけでありましてけれども、日光川の流域の対策としては、確かに堤防の問題もあります、しゅんせつの工事もありましょう、さまざま図っていかなくちゃいけないんですが、今局長が言われましたように、排水ポンプ場についても我々は非常に関心を持っています。

排水ポンプ場は、日光川の場合は国というものはないようではありますが、国の管理のもの、国や県といった河川管理者、または土地改良区や下水道事業者などさまざまな管理者がおりまして、私の記憶をしているところ、東海豪雨のときには、名古屋市内の天白区におけるポンプ場の始動の時期、タイミングのトラブルで大きな浸水被害を受けたと記憶しております。系統立てて排水ポンプを動かしていくという必要がありますし、所有者、管理者がだれだということでその連絡にそこがあってはいけません。地元の管理者の間でネットワーク、連絡を築くなり、何か対策をきちっととっていただきたい。

今のままでは、それぞれがそれぞれ管理者がばらばらだ。ところが、地域の皆さんから見ればわからないわけですね。ここに排水ポンプがあるけれども、これは、いや、県じゃありませんから私は動かせません、こういう話じゃ困るんですね。系統立てて動かしていくために、ひとつ国土交通省に音頭をとってもらいなり省庁が地元で連絡をとる。東京でとっていてもあれですから、地元でも連絡がとれるように、そういう体制を構築していただきたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

○門松政府参考人 お答えいたします。

この地域は、先ほど申し上げましたとおり、強制排水しなくちゃいけない地域が三分の二ほどございますが、排水ポンプ場が、御指摘のようにそれぞれ設置目的によりまして管理者がまちまちでございまして、管理者がまちまちでございまして、それぞれ管理者が新しいポンプを設置する際、河川法に基づきまして、我々河川管理者に対し、その排水量あるいは運用の方法などを申請することになっておりまして、それに対して、河川管理者が十分に審査した上で許可するという仕組みになっております。

また、出水期前になりますと、排水ポンプが適切に機能するかどうか、管理者に点検等を行うよう指導しているところでございます。

さらに、堤防が決壊するような緊急な事態になりましたときには、排水ポンプ場を管理する者に対して、運転停止をしてくださいというような措置を講じられるような指導も行うこととなっております、こういった平常時、異常時を通じてそれぞれの排水ポンプ管理者が連携して行えるようになっておりますが、今先生御指摘のように、連携は非常に大事でございますから、これからも連携の充実を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○岡本(充)委員 同様に管理についても、ぜひ国土交通省、ひとつ音頭をとってもらえるものであれば、管理についても音頭をとっていただきたいと思うわけでありまして。

これとあわせて、排水ポンプ場ではなくて、移動式の排水ポンプの車についてもきのうお尋ねを

しましたら、木曾川水系でいえば、木曾川上流工事事務所に二台、下流事務所に二台、それから庄内川の工事事務所に一台、それから、名古屋市内、ナゴヤドームの周辺にあります技術研究所に数台あるというふうに聞いております。

この地域でいざ移動ポンプ車が必要になっても、一時的に多量の雨が降った場合には、なかなか名古屋市内のこの地区からたどり着くというのは大変ではないか。局長もたしか勤務経験がおありですから地理的にはおわかりだと思いますけれども、非常に厳しい。そういう意味で言うと、この排水ポンプ車、予想されるときには、特にこのゼロメートル地帯である愛知県西部、尾張地方に重点的に配置をされるような運用をしてもらいたいし、地元自治体などからは、自治体として数日間借りるというようなことが事前にできないものかという相談も受けております。

こういった弾力的な運用をお願いをしたいわけではありますが、それについて、局長からぜひ前向きな答弁をいただきたいと思っております。

○門松政府参考人 お答えいたします。

ポンプ車は、機動性があるって効率よく運用できるということで地元の首長さん方に非常に人気がありまして、お金がいっぱいあったら、要望を全部かなえてあげたいなというふうに思っているわけですが。

この低平地、木曾川と庄内川に囲まれた地域でございますが、東海豪雨の時点では、全体で、五台で毎分百五十立方メートルの能力しかございませんでしたが、東海豪雨を経験いたしまして、その後、三百二十トン、毎分でございますが、倍の増強をいたしたところでございます。さらに、将来に向けて六百二十トン、毎分でございますが、まず能力自体を増強していきたいというふうに思っております。

それに加えて、きちっと連携をして、効率よく水害に対応できるようにしていきたいと考えております。

○岡本(充)委員 ぜひ、先ほど私の要望しました、事前にお貸しをいただけるような制度も含めて御検討をいただきたいということをつけ加えておきます。

その上でもう一点、地元の話で恐縮でございますが、私の地元の木曾川には国道一号線が橋をかけています。この地域は、木曾川の最下流といわゆる下流域とのちょうど堤防の切りかえ点でもあるという関係もあり、また国道が、またJRや近鉄の橋梁があるということもあって、ちょうど堤防が全体的に低くなってきております。地域の人から見ると、うちの家目の前だけ堤防が低いというのは大変不安になるわけでありまして、かねがね、地元の自治体から要請が国土交通省に出ていると私は承知をしております。

この堤防を今すぐつけかえてくれとまでは私は言いませんが、地元の皆さん方に、今後の推移、どういうふうにしていくのか、なぜここが進捗をしないのか、そういう説明はやはりしてもらいたいし、もっと言えば、一体幾らぐらいこの予算がかかるのかということ为例えば明示するとか、このぐらいかかるんですよ、こういう話をするとかしないと、地元の首長さんが、どこの地区でもそうでしょうけれども、毎年要望に来て、結局ナシのつぶてという話であっては、私は地域の皆さんが安心しないと思う。

この点についてお返事がいただけるかどうかを含めてちょっと御検討いただけないものか、ここについてお答えをいただきたいと思っております。

○門松政府参考人 お答えいたします。

御指摘の木曾川でございますが、河口から大体八キロ付近に国道一号の橋梁と鉄道の橋梁がございまして、そのけたの高さが前後の堤防よりも低い、高潮堤よりもちょっと低く切り込まれておるという状態になっております。

ただ、現在策定中でございましてなかなか確定的なことは申し上げられませんが、木曾川水系の整備計画、大体これから三十年ぐらいの間にどういう施設整備をやっていくんだという計画を今

策定中でございますが、その中において、当面の整備目標として戦後最大の洪水を対象にしようではないかというふうを考えておるんですが、それでいきますと、その流量が流下する際にそのけた下が支障になるかという、支障になってございませんで、とりあえず、これから策定します整備計画期間中は支障がないということで、橋梁の改築は考えていないというのが実態でございます。

しかしながら、先生御指摘のように、背後に住む住民の方々の不安、ごもつともでございますので、洪水時には越水する危険性もあるわけでございますので、平時から、土のう積みなど応急対策の訓練を実施するなどして、沿川地域と一体となって安全の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

○岡本(充)委員 局長の今の答弁は、そうしますと、堤防の切り込みがある箇所はあるけれども、戦後最大の洪水が起こってもあそこから水があふれることはない、破堤をすることはない、それをこの場で保証する、こういうふうなことでよろしいでしょうか。もしそうであれば、私が地元でそういう話をするという話でありますけれども、その担保はいただけるんですか。

○門松政府参考人 冒頭申し上げましたように、整備計画の策定中ございまして、戦後最大洪水が整備目標になるかどうか、ちょっとまだ不確定なところがございます。もしなった場合には、おっしゃるとおりでございます。

○岡本(充)委員 そうしましたら、その整備計画の策定を楽しみに待っております。(発言する者あり) まだほかにも聞きたいことがございまして。

実は、我が地域は本当に災害と無縁ではおれませんで、東海地震、東南海地震も危険性があると言われていた地域であります。

大規模地震が起こった際に、そもそも、先ほどもお話ししましたがけれども、地盤の問題を含めて大変危惧をされている方が多いわけでありまして。また、東海地震も、その震源域の推定地域の移動によりまして我が地元も強化地域になったわけでありましてけれども、中でも、東海地震、東南海地震、大臣、大綱をこれまで決定していただいておりますのはありがたいことではございますが、これに基づいていろいろ実は応急対策活動要領だとか具体計画だとか出していただいております。

例えば東海地震ですと、平成十五年五月に地震対策大綱決定、十五年十二月に応急対策活動要領、十六年六月に具体計画、十七年三月に地震防災戦略を策定、十八年四月に応急対策活動要領と具体計画を修正しています。

こういった計画、いろいろなプラン、見直していく必要があると思っておりますので、このプランについて、例えば東海地震についても、必要なタイミングで、大綱がもう十五年五月でありますから、状況の変化に応じて見直していただきたいというのが御要望でございます。

その一方で、東南海地震、南海地震については、平成十五年十二月に大綱が決定し、その後、十七年三月に地震防災戦略ができ、そして十八年四月に応急対策活動要領が完成をしておりますが、具体計画ができるのが十九年三月だったんですね。正直に申し上げて大変時間がかかったなど。大綱が十五年十二月にできて、具体計画ができるのに十九年三月だった。大臣、これはちょっと時間がかかり過ぎたなどという御印象はお持ちじゃありませんか。

○泉国務大臣 御指摘のように、地元の方々にとっては、どうなるかということで大変気がかりなお気持ちを持っていらっしゃると思います。

首都直下型地震につきましても、今先生が御指摘のような形で一つずつ問題点を明らかにしながら、そして対応策をとらせていただいておりますのでございまして、例えば荒川とか、そうした洪水の影響等も先日発表させていただきました。

そしてこれからは、木曾三川を対象にする、あるいは淀川も検討するというふうには、少し時間をかけていただき、より充実した防災計画等をつくらせていただきたい、このように思います。

○岡本(充)委員 いや、三年半かかったわけですね。大綱ができてから具体計画ができるまで三年半かかるというのは、普通に考えれば、三年半、具体計画ができるまで時間がかかるというのはどうかと思いますし、正直申し上げて、これをもとに地域も対策を練るわけですから、どういう事情があったか、多分事務方は言いたいところがあるんだろうとは思いますが、こういった問題は、速やかにそれぞれの計画を策定していただきたいですし、古くなったものは随時バージョンアップをしていっていただかなきゃいけないということを大臣にお願いしたいと思いますので、御答弁をいただきたいと思います。

○泉国務大臣 先ほど御指摘もございました応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画、いわゆる具体計画を今定めているわけですので、その中には、被害想定に基づいて、あらかじめ地域ごとに部隊派遣あるいは物資等の必要量を算定する、こういうことを今検討しておるわけですので。

大綱策定後、こうした地震防災戦略、応急対策活動要領、具体計画等を作成してきたところでございまして、これらの計画の作成のために、データや情報の収集、現状の把握、課題の抽出、分析と対応方策の検討、ちょっと並べ過ぎますが、こうしたことを踏まえて、関係省庁あるいは府、県等との調整などに少し時間を要するわけですので。

しかし、三年余り、長いと言われれば長いわけですが、先ほど申し上げましたように、より具体的なものにして住民の皆様方に安心をしていただく、あるいはまた御協力いただくところは御協力いただく、こうしたことにつくり上げていきたいと思っておりますので、もうしばらく時間をかしていただきたいと思っております。

○岡本(充)委員 いや、もうしばらくと言われましたけれども、大臣、一応、具体計画をおつくりいただいてもう三月にできているようですので、これをまた見直していくのを不断の努力をしていただきたいと思っておりますし、本当に長い答弁をお話しいただいたんですけれども、地震が待ってくれるわけではありません。やはり我々としては、被害を最小限にしたいと思うわけですから、早急な、随時のバージョンアップをお願いしたいということでもあります。

それでは、政府がいろいろ具体計画等をつくっておりますけれども、一つ、同じくバージョンアップという意味で見直していかなくちゃいけないんじゃないかというのは、いわゆる帰宅困難者対策です。

東海地震の警戒警報が発令されて、歩いて帰ってくださいと名古屋駅周辺から言われる方々がおよそ九十万人ですか、見えるという話でありましたけれども、この皆さん方が、例えばトイレの確保、とりわけ女性の方にとっては真剣に考えなくちゃいけない問題だと思っておりますが、こういう問題、また、帰り道におけるさまざまなトラブルも考えられます。

例えば私の地域でいえば、橋は限られておりますから、こういったさまざまなトラブルに対して、今のいわゆる帰宅困難者対策のマップ、それぞれ、例えば名古屋市などが作成しておりますが、コンビニエンスストアでの協力などももらっているようでもあります。今後さらにこれもバージョンアップをしていただきたいと思うわけではありますが、これについてお答えをいただけますでしょうか。

○加藤政府参考人 お答えいたします。

現在、中央防災会議の首都直下地震避難対策等専門調査会、ここにおきまして、特に首都地域で膨大に発生すると想定される帰宅困難者等の対策について検討を行っているところでございます。

実際、大きな地震が起きますと、例えば一斉に帰宅者が出てくる、しかも重立った道路は人でいっぱいになる。先ほど先生がおっしゃられたようないろいろな問題が出るわけですので。今検討の最中ですが、例えば、一斉に出る帰宅者数を低減させる、あるいは、帰宅輸送をスムーズにするためにどういう経路を歩いて帰っていただくか、それをあらかじめケースに応じて用意しておく、あるいは、駅でいろいろな混乱が出る、それを防止するための対策をやる等々、いろいろな検

討を行っているところでございます。

今後、このような検討を進めまして、具体的な帰宅困難者対策の取りまとめを行うこととしております。

なお、先生今お話にありましたように、愛知県や名古屋市では、帰宅支援マップの作成ですとか、コンビニ等と協定を結んで支援ステーションの設置に取り組んでいるというふうに承知をいたしております。

私どもとしても、必要に応じて、県や市とも連携を図りながら、先ほど申し上げました専門調査会での場でいろいろ検討しますが、その検討成果をより実効性のある帰宅困難者対策につなげていきたいというふうに考えております。

○岡本(充)委員 今、統括官からのお話にありましたけれども、地震発生前と発生後はまた状況が全然違います。私が先ほど指摘をしましたが、東海地震の場合は、地震発生前にもこういう状況が起こる、本当に発生するかどうかよくわからない、こういう状況で、ある日、歩いて帰ってくださいと言われるわけですね。こういう状況と、実際に地震が発生して、瓦れきで覆われていたりトイレが使えない状況の中で帰らなければいけないという状況、また違ってくると思いますよ。首都直下型だけでなく、東海地震についてもぜひ御検討いただきたいと思います。

そしてまた、災害時の要援護者の避難支援プランというのが策定率が大変低いと私は伺いました。この策定、いわゆる、高齢者の方だとか病気をお持ちの方で災害時に援護を必要とする方の避難支援プランが、千八百自治体の中で平成十八年三月末現在まだ十五自治体、しかも、それが全部できているわけではないと聞いております。

大変に低いこの率であります、これを上げていく必要があるとお考えなんだと思いますけれども、今の現状、これからの見通し、お答えをいただけますでしょうか。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。

先生おっしゃるとおりでございます、なかなか進んでおりません。それで、私どもその原因は何だろうかとこのように考えておるんですが、これは大変残念なことなんですけれども、市町村の中には、取り組みの前提となる災害時要援護者対策の必要性についての問題意識が十分でなかったり、あるいは関係者間でも認識の共有というのが進んでいない、そういった団体も見受けられるということではないかと考えております。

また加えまして、その避難支援プランの策定に向けて実際に取り組みを始めた市町村、こういう市町村にあっても、個人情報保護との関係での戸惑いがある、自主防災組織等の実際に避難支援活動に携わる関係者との間での情報の共有作業が円滑に進まない、そういうことで手間取っている、プランの策定に戸惑っておるという声も聞いております。

これを進めるためには、そういう背景があると考えておまして、私どもとしては、いろいろガイドラインをつくっておりますが、そのガイドラインの内容についての周知徹底ですとか、あるいは場といたしましては、シンポジウムの開催ですとかあるいはキャンペーンですとか、いろいろな機会をとらえてその必要性を訴えかけている、個人情報保護との関係についても、具体的な進め方ですとか先進的な事例を示すことなどによりまして現場での戸惑いの払拭に努めているということでございます。

確かに、今、避難支援プランは策定は少のうございますが、例えば、昨年、全国の市町村を対象に消防庁さんが行った調査結果によりますと、今後二年以内に作成を検討するという団体が大半であるということでございますので、できるだけ多くの市町村ができるだけ早期にプランの策定に至るよう、内閣府としても、消防庁や厚生労働省と連携しながらこれを促進してまいりたい、このように考えております。

○岡本(充)委員 シンポジウムを開かれるのも結構ですし、ビデオをつくられるのも結構ですが、お金をかければ進むというものではないというのは事実で、千八百ある自治体の中ではまだ十五

しか策定をしていない。

国としては、プランをつくってもうそれこそ二年、平成十七年の三月につくったんですか、だから、十七年の三月からつくって二年半たっているんだ。これも同じですね。二年半たってまだ十五しかできていないって、これは幾ら何でも少な過ぎる。何がおかしいかって、その政策自体がおかしいか、それとも内閣府からのインフォメーションが悪いのか、自分たちもやはり反省をしてもらわなきゃいけない。何か、あたかも自治体が戸惑うから戸惑いをなくすことがとってみえますけれども、そこは厳しく指摘をしておきたい、反省をしていただきたいと思います。

そこで、さらにちょっと別の角度から地震の話をしたと思いますが、緊急地震速報について少し取り上げたいと思います。

この十月一日から大変いろいろなところでインフォメーションされていましたが、地震を少しでも早く、いわゆるお住まいの皆さん方、そこに見える皆さん方に発生をお知らせする、大きな揺れが来ていますよというお知らせをする、そういうシステムを気象庁さんが頑張って導入をされまして、平成七年から十一億五千万円かけておつくりいただいたということでありまして、それはそれで画期的な話だと思います。

しかし、この情報が一体どこにどういうふうに届いているのかということは大変重要でありまして、きょうは文部科学省、厚生労働省等にも来ていただいておりますが、それぞれ、学校や病院等にはその情報が今のくらい伝わる状況が整備されているのか、まずお答えをいただけますでしょうか。

○岡政府参考人 お答えいたします。

文部科学省としては、これまで、内閣府、気象庁の協力も得て、児童生徒等にリーフレットを配付するなど、緊急地震速報の学校等における普及啓発に積極的に取り組んできたところでございます。

緊急地震速報システムにつきましては、一部の小中学校等で先行的に導入を行っているというふうに向っておりますけれども、現時点において、導入状況は文部科学省として把握しておりません。

文部科学省では、本年七月、教育委員会等に対しまして緊急地震速報の利活用について検討を進めるよう依頼したところであり、今後とも、関係省庁と連携しながら、緊急地震速報が学校において有効に利活用できるよう適切に情報提供してまいりたいと考えているところでございます。

○木倉政府参考人 御説明申し上げます。

医療の関係でございますけれども、緊急地震速報につきましては、厚生労働省といたしましても、本年六月になりますけれども、医療関係団体を通じまして、この周知、利活用につきまして要請をいたしております。これも、先行的にもう導入されておられるところもあるように伺っておりますけれども、サービスの実施自体は十月一日からということでありまして、現時点におけます導入状況は把握ができておりません。

なお、実際に有効な使い方をしなきゃいけないということで、現在、東京の立川市にございます独立行政法人の国立病院機構災害医療センターにおきまして、この医療センターは、全国の広域災害医療の基幹施設になるところで、研修等の機能も有しておるところでございますけれども、こちらの方で、地震発生時におきますこのシステムの利活用についての実証的な研究を気象庁等とも協力させていただきまして行っておりまして、この成果を踏まえまして、具体的な活用方法、対応のマニュアルというようなことを周知し、その利活用をさらに促進してまいりたいというふうに思っております。

○岡本(充)委員 それぞれどういう普及状況かというのを早急に把握をしていただきたいと思うし、先ほどの話じゃないですけども、三年半かかって、いやまだちょっとという話では困るということをここで重ねて指摘をしておきます。また機会を見つけて伺いますから、それまでにしっかり調べて

おいていただきたいと思えます。

それではもう一つ、この緊急地震速報の仕組みですけれども、大臣、聞いてください、緊急地震速報を聞きます。

各地の気象庁の観測所で地震のS波を観測する、情報を気象庁からそれぞれの緊急地震速報の利用者にお知らせするかと思いきや、その間にどうも一つ財団法人が入っているんですね。

この財団法人は、どうやら気象庁からの情報をただでいただいて、これをおよそ二億五千万円の価格で売って、そこで報酬を得ている。そこには三十一人の職員がいて、そのうち十二人が公務員のいわゆる天下り。三人の常勤理事は三人ともが気象庁のOB。もらっている年収は、一千五百万が平均といえますから、二千万に近い人もいるんじゃないかと思われる。こういう仕組みではどうなのか。

そこはただで気象庁からデータをもらうんですよ。そしてそれを、一般利用者、NHKなり民間の放送局なり携帯電話会社、もちろんさまざまあると思います、多く売っている。そこでお金をもらっている、高い報酬が発生する。これは仕組みとして必要なのか、何で気象庁から情報をいただくことができないのか、一つ財団法人をかませている必要があるのかということに大変私としては疑問を感じるわけです。

大臣、率直に、どのようにお感じになりますか。

○泉国务大臣 私の方からお答えするのが適当かどうかは問題であると思えますが、今の御質問は、気象業務法で示された気象庁の役割、そして、気象庁として全体の流れの中でできるだけスリム化する、限られた業務を行うように、こういう今の行政に対する国民の考え方、これを受けたときに、第三セクター、財団法人によって情報を国民の皆さん方にお知らせするという仕組みは、一つの考え方として私は避けられないのではないかというふうに思います。

給与の点等はちょっと言及を差し控えさせていただきます、私よくわかりませんので。

ただ、気象庁自身がこうした仕組みを自分でやるということになりますと、またそこに大きな投資を伴うというようなことも考えられるわけでございまして、ここは、比較考量、そして全体の行政のスリム化、細やかなサービスの配信というか配布、こうした考え方の中で今日の仕組みが立ち上げられておるものと私は理解をいたしております。

○岡本(充)委員 一つつけ加えておきますけれども、決してこれは国でできないわけじゃないし、場合によっては、利益が出るのなら、国庫に入れてもらえばもうかるわけですよ。国の収入になる。印紙で買ってもらうでもいいんです。いろいろな方法がある。それから、例えばコンピューターを含む投資も必要になると言うけれども、これは、利用者からお金をもらえるわけですから、決して国のマイナスになる話ではない。

なおかつ、税金であれば我々の監視の目が届きますが、先ほどの給与の面を含めて費用がどうか、適正なものになっているのかも含めてチェックが入らない。財団法人という形がいいのかどうか、私はまた場を改めてこの問題を追及させていただきたいと思えます。

きょうはどうもありがとうございました。